

### 令和8年度8月以降の休日の地域移行（地域展開）完全実施に向けて**引継ぎ期間**を設けます。

これまで地域移行（地域展開）を開始した種目の休日の部活動は「**0日**」を原則※1としていました。しかしながら、地域移行（地域展開）を開始し、いきなり休日の部活動を「0日」にすることは、指導者が急に変更になる印象となり、子どもにとっても地域の指導者にとっても**デメリット**になります。そこで、以下のように**引継ぎ期間**として休日の部活動可能日数を設定しました。

	令和7年5月～ 令和7年7月	令和7年8月～ 令和7年10月	令和7年11月～ 令和8年7月	令和8年8月～
休日の部活動 可能日数※2	0～9日	0～5日	0～10日	0日

**Point** : 引継ぎのための休日の部活動可能日数を段階的に減らします。

### 引継ぎ内容

- ・練習メニュー・目標の共有
- ・練習試合や大会引率等の方法
- ・施設の利用方法

### 留意事項

- ・休日部活動を行う際には、必ず地域の指導者とともに活動を行う。
- ・引継ぎのための休日の部活動可能日数には練習試合や大会等も含める。
- ・十分に引継ぎされている場合は、休日の部活動は実施しません。
- ・休日の部活動可能日数だけで引継ぎが不十分な場合、教職員は兼職（兼業）を申請し、地域のクラブの指導者として引継ぎを行う。

※1 部活動として参加せざるを得ない大会等においては、学校長の許可がある場合のみ、部活動として活動可能

※2 休日の部活動可能日数については、地域移行を開始した種目についてです。



過去のたよりはこちらのQRコードから



## 適切な休養日等の設定について

**Point** 活動のやりすぎ注意報！子どもは疲れています。

成長期にある子どもが、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることはとても大切です。例えば、土曜日は部活動（地域のクラブ）、日曜日は部活動の保護者会練習などに参加することで、疲れた様子で学校に登校する子どもが見られます。部活動から地域のクラブへ移行することをよい機会として、子どものライフバランスをもう一度見直しましょう。

なお、部活動及び地域のクラブが活動する際の**休養日の設定や活動時間等**については、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から発出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に則って設定します。移行期間は部活動、部活動の保護者会練習、地域のクラブなどありますが、全てを含めてガイドラインに則った活動を行ってください。なお、地域のクラブの保護者会練習などの名目での活動は認めておりません。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン  
令和4年12月 スポーツ庁・文化庁

- ・学期中は、**週当たり2日以上**の休養日を設ける。（平日は少なくとも**1日**、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも**1日以上**を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

「新潟県部活動の在り方に係る方針」（改訂版）  
平成31年3月改訂 新潟県教育委員会

「見附市立学校に係る部活動の方針」  
平成30年6月 見附市教育委員会



作成：見附市教育委員会学校教育課  
見附市まちづくり課